

令和5年第4回(12月)川南町議会定例会会議録

令和5年12月12日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和5年12月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第59号 川南町課設置条例の一部改正について
- 日程第2 議案第60号 川南町地域活性化基金条例の一部改正について
- 日程第3 議案第61号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第62号 川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第63号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第64号 令和5年度川南町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第65号 令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第66号 令和5年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 選挙第 1号 川南町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第16 議員派遣の件について
- 日程第17 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について
- 追加日程第1 発議第4号 子宮頸がんワクチン接種の推進を求める意見書について

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	東 高 士 君	副町長	河野 秀二 君
教育長	長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長	山本 博 君
総務課長	小嶋 哲也 君	まちづくり課長	甲斐 玲 君
財政課長	川崎 紀朗 君	税務課長	米田 政彦 君
町民健康課長	谷 講 平 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
環境課長補佐	米田 正清 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	大山 幸男 君	建設課長	黒木 誠一 君
上下水道課長	大塚 祥一 君	教育課長	三好 益夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。

全員議員控え室に移動願います。

午前09時00分休憩

.....
午前10時25分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

環境課課長補佐より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○環境課長補佐（米田 正清君） 本定例会一般質問2日目におきます河野禎明議員の質問に対しまして、東町長及び環境課長が答弁いたしました。その答弁に補足を要すると判断しましたので、追加説明をさせていただきます。

なお、環境課長におきましては、本日所用のため本会議を欠席しておりますので、私が代わりに御説明申し上げます。

追加の内容は大きく二つでございます。一つ目です。先日の答弁の中で、宮崎バイオマスリサイクル株式会社が新設予定とされている第2発電所の事業計画書がまだ届いていない旨の答弁を町長が行ったところですが、一般質問終了後、役場内部で関係資料の精査を行いましたところ、昨年9月1日付にて、第2発電所の設備整備計画に係る認定申請書が同社代表者、代表取締役名で、当時の町長に対して、提出がなされていることが確認されました。当該申請書は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づくものであり、この申請書を受理した産業推進課は、当時の町長らを含めた関係各課の回覧や、決裁を経て、同じ9月の7日付で先ほど申し上げました法律に基づく設備整備計画に係る認定通知書を発出してしております。要約しますと、昨年度、既に第2発電所の設備整備計画は、当該法律に基づく申請とそれに伴う認定が完了しております。

続きまして二つ目です。さらに関係資料から、第2発電所の建設予定地は、同社の敷地内でありながらも、既存の第1発電所とは別の地番に建設されることが確認されました。このことは、20年前の同社と本町が締結しました、立地及び環境保全協定書の立地に関する事項、第2条で示す土地には含まれていないことから、1号機とは別の、つまり新たな立地及び環境保全協定書の締結を要すると町は総合的に判断し、先週12月7日宮崎バイオマスリサイクル株式会社に対し環境課長を通じて、同要請を行いました。その要請を受けた同社におかれましては、本町の見解等を速やかに理解された上で、早々に対応いたしますとの回答をいた

だいております。

最後に1号機と呼ばれる施設が、同社施設内において使用停止等をなされない限りは、環境課長が先日、答弁で述べましたとおり、20年前に締結した協定書の効力は、これから先も生じ続けるものであることを申し添えます。

以上で追加説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第59号川南町課設置条例の一部改正について、日程第2、議案第60号川南町地域活性化基金条例の一部改正について、日程第3、議案第61号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第4、議案第62号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第63号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本5議案は、所管事項別に各所常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） おはようございます。

総務厚生常任委員会に付託されました議案第59号、第61号、第62号、第63号につきまして、審査の経過と結果について報告いたします。いずれの議案も所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。

議案第59号川南町課設置条例の一部改正については、まちづくり課が所管していた人権、消費者行政、町民からの相談等に関すること、男女共同参画に関すること、防災に関すること、交通安全、防犯及び地域安全に関すること、消防団に関することを令和6年4月1日から総務課の所管とするために、第2条第1項の第11号から第15号を追加するものです。第13号の防災に関することの中に危機管理室を設けることとなります。また、建設課が所管していた公共交通に関することは、事業の趣旨から見直しをし、まちづくり課へ移管することとするとのことです。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第61号、川南町国民健康保険税条例の一部改正については、少子化対策として、国の法律が変わったため条例を改正するものです。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第62号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、国の法律が変わったため条例を改正するものです。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第63号、川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、内閣府の定める法律が変更になったため、条例を改正するものです。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（児玉 助壽君） 付託されました議案第 60 号の審査の経過と結果について報告いたします。12月7日審査議案、所管職員の出席を求め慎重に審査し、質疑、討論、採決を行った結果、全会一致で原案どおり認め可決いたしました。審査の過程にあった委員皆様の意見、要望を付し、報告をします。

議案第 60 号川南町地域活性化基金条例の一部改正について、改正前は拠点施設の整備及び維持管理又は地域活性化に資する事業に充てると弾力的な運用を認めるものになっておりました。しかしながら、改正後は拠点施設の整備及び維持管理に充てるためだけの基金運用を固定するものに改正されていますが、地方自治法第 241 条の規定に基づく提案であり、全会一致で原案を認め可決しました。同僚議員の質疑の中で、内部留保金の透明性の高い会計処理を求めるとともに、町として筆頭株主として指定管理者との委託契約を順守し、拠点施設が健全運営で町経済発展を牽引してほしいとの意見がありました。

以上で文教産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第 59 号川南町課設置条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 59 号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号川南町課設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可

決されました。

議案第60号川南町地域活性化基金条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（中村 昭人君） 議案第60号川南町地域活性化基金条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。この条例は、川南町地域活性化拠点施設P L A T Z（ぷらっつ）の利益剰余金を積み立てるために設置された基金条例であり、その主な目的は、施設の整備及び維持管理及び地域活性化に資する事業に充てるためであります。今回私が反対する理由として、一つは、町長がいたるところで発言をしている「稼ぐ」というフレーズに、P L A T Z（ぷらっつ）を挙げているにもかかわらず、今回の改正がそのことに相反することです。さきの一般質問でP L A T Z（ぷらっつ）への認識について問うと、町長は長い目で見れば、P L A T Z（ぷらっつ）は宝の山、子会社としてやっていけば、売り上げから町へ何割かやれば町は儲かる、そして一部を福祉に使える。と発言をしながら、今回の条例改正については、基金に積み立てる納付金は、内部留保に当たるもので、先の増改築や更新に使うためだ。と申しております。売り上げから町へ何割かやれば儲かると言っておきながら、今回の地域活性化に資する事業を削除する改正を行うことは、意味がわかりません。どちらなのでしょう、条例を変える必要はあるのでしょうか、「見解の相違」で片付く話ではないと思います。条例改正に賛成して、納付金を正しく使われるようにした方がいいのかとも考えましたが、今回は反対の立場に立ちたいと思います。

町長におかれましては、経営状況と経営環境を正しく把握し、課題解決のために会社とともに改善に向けて御努力をし、その効果をしっかりと利益として町に還元することを目指すこと、その仕組みをしっかりとこの基金条例として確保しておくことがやるべきことだと私は考えます。それでも赤字になったり、利用者からのクレームが増えるようなP L A T Z（ぷらっつ）の状況になるとすれば、条例改正も、指定管理者の変更もやむなしであります。この議案第60号については、以上のような理由から強く反対するものです。

多くの皆様の御賛同をお願いしまして、討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 起立多数 〕

したがって、議案第60号川南町地域活性化基金条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号川南町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号川南町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第64号令和5年度川南町一般会計補正予算（第5号）、日程第7、議案第65号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第3号）、日程第8、議案第66号令和5年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）、本3議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第64号につきまして、審査の経過と結果について報告いたします。議案は、所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。議案第64号、令和5年度川南町一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2132万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億3328万3000円とするものです。

子育て一時預かり事業の運営費の返還が報告されました。福祉課関連の予算のうち、多様な子育て支援（一時預かり事業）の運営費の返還金2492万円は、令和2年度から令和4年度に一時預かりの事業の運営費の事務経費の加算分として補助を受けたものの返還金です。

県や国の審査を経て補助金を受けたものの、令和5年11月に要綱の読み違いにより、本町内の保育所においては、補助対象外であることが判明したことから、国、県へ返還するものです。補助金を受けていた町内保育所4園へは、返還金の説明を行ったとのこと。この問題について、川南町福祉課の指導が大事だと思う。返還する保育園への配慮が必要ではないか。また、人手が足りないのならば、職員の増員をすべきではないかとの意見がありました。

2番目に、戸籍住民基本台帳費デジタル手続法に伴うシステム改修委託料は、戸籍法の改正があり、住民票等にカタカナでフリガナをつけることにより、システム改修委託料が発生しました。3番目に、物価高騰対策への7万円の給付、低所得世帯支援追加分については、年内に給付できないのか、福祉課の対応に期待しているが、役場職員全体で対応するか、臨時職員を雇い、早めの実施はできないのかとの意見がありました。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（児玉 助壽君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第64号、第65号、第66号、3議案の審査の経過と結果について報告いたします。12月7日午前11時30分より、審査議案所管職員の出席を求め、現地調査を行い、慎重に審査し、質疑、討論、採決を行った結果、3議案とも全会一致で原案のとおり認め可決いたしました。

詳細については、各議案ごとに審査の過程においてあった委員皆様の意見、要望を付し、報告します。

議案第64号、令和5年度川南町一般会計補正予算（第5号）について、文教産業常任委員会に付託された関係要請に予算における審査詳細を報告いたします。

第2表債務負担行為補正、追加の畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金は、森孵卵場がブロイラーの雛の採取をするために唐瀬原中学校の北西に鶏舎を令和6年度から新設するもので、事業費の2分の1を債務負担行為補正するものであります。中学校統合基本計画策定委託料は、既存中学校を活用した中学校統合基本計画を策定するもので、結果については全てを全住民に報告し、計画を推進していかれるそうであります。小中学校入学支援給付金は、小学校入学5万円、中学校入学10万円、町内学校に入学される方は、町外の方でも一律給付されるものであります。町内の児童が他町の学校に入学される場合は対象外とのことでした。子どもは国、強いては町の宝であります。町内の子どもが町外の学校に入学した場合も、公平公正に同じように来年春には給付できるよう再考を促す意見が多数ありました。財産収入、立木売却収入は、上面木町有林の南側にある国有林12ヘクタールの立木売却収入であります。森林整備法に基づいた計画的な伐採と植林を行い、全伐乱伐等を防止すべきとの意見がありました。歳出の主なものについて、環境保全の推進の実証実験委託は、悪臭を防止するための消臭薬の効果をアース製薬に実証実験を委託するもので、良い結果を期待し止みません。農林水産業費中、農業費、農地の有効活用、大規模経営体育成支援協力金は、規模拡大したい担い手に荒廃した耕作地を農地中間管理機構が斡旋して、貸手の農家に10アール当たり2万円の協力金を支払うものであります。令和5年、6年度、2年かけて実施する新規事業計画であります。農業後継者対策費、高付加価値経営の推進（地元農家法人化支援事業）、経営継承発展支援事業補助金200万円は、1名100万円の2名分であります。8款土木費、3項都市計画費、16節公有財産購入費、土地購入費は、川南駅周辺について、朝夕の交通量が多く、送迎の車が混雑するため、安全安心で利用しやすい駅周辺環境整備に向け、JRの敷地用地買収を行うもので、1,410平方メートル×7,000円になっています。住宅費、修繕料は令和5年8月19日の落雷被害により、ひばりが丘住宅エレベーター設置基盤が焼損し、住宅入居者の生活に影響があり、急を要するため、現年予算修繕料より、エレベーター基盤修繕工事を行いました。全国公営住宅火災救済機構加入の火災保険により対応（補償額10分の10）が可能のため、歳入費目の追加を行ったものであります。都市公園費、修繕料、管理用乗用モアは東運動公園のものが壊れ使用できなくなったため、川南町運

動公園のものを東公園に譲渡し、今回購入するものを川南町運動公園で使用することとした。教育費、小学校費、学校教育の充実、修繕料は、新入学時対応トイレの洋式化を行うもので、春休み中に各小学校に設置するものであります。平等に配分設置し、公平性を保つようとの意見がありました。小学校費、中学校費の教育振興費、学校給食費、特別対策事業原油物価高騰対策支援金は、当初予算に計上しましたが、物価高騰により食材が値上がりしたため、不足分を補正するものであります。経費節減の食材調達の工夫が必要であります。子ども達の成長に必要な栄養豊富な給食の提供を怠らないようにすべきとの意見がありました。中学校費、工事請負費、国光原中プール塗装改修工事は、来年度の利用時期に間に合うように工事を完了することでした。学校建設費、委託料の減額は、新中学校建設基本計画が白紙撤回されたのが原因によるものです。

議案第65号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第3号）について、諸収入、事業収入、一般会計、商工事業収入中、県市町村連携プレミアム付商品券等発行事業助成金は、第1弾のチャージ増加分で、物価高騰対策プレミアム付商品券等発行事業助成金は第2弾のチャージ増加分であります。歳出、電子通貨事業費は、電子通貨取扱手数料であります。審査の中で、小規模事業者が購入者注文の高額商品を納品した後、町からの入金が遅いため、取引先の事業者に入金できないので非常に困っているとの話がありました。そうした小規模事業者は困らないで済むように、速やかな入金体制を構築すべきとの意見がありました。

議案第66号令和5年度川南町水道事業会計補正予算第1号の補正の主なものを、人事異動による退職給付引当金を減額する必要があり、引当金戻入益を計上し、人事異動及び給与改定に伴うもので、資産減耗費の増額は地方公営企業法施行令第9条第1項に定める真実性の原則に基づき、固定資産のたな卸を行ったところ、除却すべき固定資産を確認したため計上しています。

付託された議案全て原案のとおり認め、全会一致で可決したことを改めて報告し、文教産業常任委員会の審査報告は以上で終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第64号、令和5年度川南町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（乙津 弘子君） 議案 64 号令和 5 年度一般会計補正予算の 14 ページですが、一時預かり事業返還金 2937 万円について福祉課から説明を受けました。これについて説明の資料を紹介させてもらいたいと思います。令和 2 年度から、子ども子育て支援交付金の一時預かり事業の事務費加算分を新規申請した。本加算分の補助対象要件が、子ども子育て支援法第 27 条に規定する特定教育保育施設と一体的に事業を実施している施設を除く事業所での事務職員の配置に対して補助するとされており、保育園内で一体的に一時預かり事業をしている本町内の保育所は補助対象外であることが判明と書いてあります。これについてですが、このことで、三つの保育園が、令和 2 年、3 年、4 年と補助をいただいて、三つの保育園に関しては各保育園が 801 万円、それから一つの保育園は 534 万円、これはそれぞれに開けてみるとすごい金額ですね。これを返還するというので、多分保育園は驚愕だったろうと思います。私はここにおられる方もそうだろうと思いますが、保育園に 2 人の子どもを預けたことで、仕事を続けられました。保育園がなかったら多分できなかつたろうと思いますから、保育園への感謝が一番思っております。多分皆さんもそうだろうと思います。そしてこのことで、私は福祉課の業務上のミス。責めているわけではないんですが、ミスとってしまいました。一つは、予算執行命令の根拠の法律、子育て支援法第 27 条、これを読み間違えてしまった。これについては、保育園もそういうことが言えますが、保育園にこれを説明して、そして保育園からの申請を受け取り、そして県に渡しという中で、一番中心として動くのが役場ではないかと思っておりますので、これを理解していないのかとちょっとびっくりしました。たった 2 行ですので、私も 2 回読み合わせて、なるほどと思いましたが、それからこれ、町内の保育園の実情というんですかね、一時預かりを園内でしているのか、外でしているのか、これについては、国も県も遠いしわからんと思います。ところが、近場でもありますし、いろんな連絡もあると思いますので、福祉課はわかっておるのではないかなと思います。この 2 点で私はやはり、福祉課の反省がいるのではないかなと思います。そして令和 2 年から 4 年のことですので、前政権の事案です。だけど、こういうことが 2 度と起こらないように、公表してほしいです。ぜひ公表してほしいです。これが私が現政権に望むことです。もう一つ、この難しい資料 2 枚をその日に、常任委員会のその日にポンと渡された感じが私はします。私はちょっと副委員長だったんでせつせと書かなあかん思って書記してたんですね。そのせいもあって、途切れ途切れに説明と、その後常任委員会の総務の常任委員会の皆さんのお話を聞いてたんですが、家帰ってこれをじっくり読んで、これは何でその日に渡すんだらうと思いました。私も仕事をしてたとき、学年の終わり、総括各学年で総括を出します。それで職員会議の最後をします。そのため 1 週間前に渡せとかよく怒鳴られてたと思います。1 週間前に渡すことができなくて、3 日前ぐらいになったらものすごい怒られてました。なんせ膨大な量でしたし、これは膨大な量ではありませんが、非常にやっぱり、読むのが難し

かったです。すぐその場では。ですので、できたら他にももちろんこの福祉課の資料だけではございません。他の資料もあわせて、議会の少なくとも私は3日前には欲しいなと思います。熟読っていう日があるのでこれは一体何をやるんだらうと私は思ってたんですね。オッケー、ラッキー休みやとか思ったりしたわけじゃないけれど、やっぱりこれはそのためにあるんだらうと思いますので、長年の習慣なのか何かわかりませんが、資料は早く少なくとも3日前に、そしたらあと2日でいろいろ課長さんに相談に行ったり対策ができますのでこれもあわせて望みたいです。

ちょっと望むところの多い賛成討論になりましたが賛成討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 全員起立 〕

全員起立であります。

したがって、議案第64号、令和5年度川南町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号、令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号、令和5年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

す。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案66号、令和5年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、選挙第1号、川南町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

現在の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が12月22日で満了する旨、選挙管理委員会委員長から通知を受けましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行うものであります。

なお、定数は選挙管理委員会委員、同補充員ともに4名であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、宮本和史君、松本義幸君、染川比呂志君、長船克彦君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、宮本和史君、松本義幸君、染川比呂志君、長船克彦君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。

第1順位 是澤京子君、第2順位 永友鐵雄君、第3順位 伊木貴子君、第4順位 黒木富士教君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位 是澤京子君、第2順位 永友鐵雄君、第3順位 伊木貴子君、第4順位 黒木富士教君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただいま当選されました方には、議長から文書をもって当選の通知をいたします。

ここで日程についてお諮りします。

ただいま、徳弘美津子君他4名から、発議第4号子宮頸がんワクチン接種の推進を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。暫時休憩します。

午前11時21分休憩

.....

午前11時23分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

追加日程第1、発議第4号子宮頸がんワクチン接種の推進を求める意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（徳弘 美津子君） 発議第4号子宮頸がんワクチン接種の推進を求める意見書について、その趣旨説明を行います。

なお、お手元に配付しております意見書を朗読して趣旨説明といたします。

子宮頸がんワクチン接種の推進を求める意見書（案） HPV ヒトパピローマウイルス感染が主な原因である子宮頸がんは予防できる唯一のがんと言われているが、若い女性が罹るがんの中では、乳がんに次いで多く、年間約1万人強が新たに罹患し、約3,000人が亡くなっていると推計されている。近年若年化傾向にあり死亡率も高くなっており、20代、30代の若い女性の罹患は、その後の人生を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防接種対策が強く望まれている。

我が国では、平成25年6月から約9年に及ぶ接種勧奨差し控えにより、接種機会を逃した若い女性が非常に多く、また接種勧奨が再開された現在も副反応を懸念する声が多く聞かれ公的接種が進んでいない。本県においては、特に接種件数に伸びが見られず、接種率が全国ワーストとなっている。比例して罹患率もワーストである。

未来に生まれ来る命を育む若い女性の命と健康を守ることは、究極の少子化対策である。また、男性にも高い接種率を実現しているオーストラリアでは、2028年には子宮頸がんは撲滅されると予測されており、公的接種の対象者を男子にも拡大するべきである。

男女ともに接種が推進されるためには、ワクチンの有用性について国民が正しく理解することが肝要である。よって、本議会は国に対しHPVワクチンに関する政策の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

1、子宮頸がんワクチンの安全性と有用性など科学的知見に基づく情報のさらなる提供をおこなうこと

2、副反応などの多様な症状に対する措置について、万全な体制を整備し周知徹底すること。

3、9価ワクチンを推進することによって接種回数を2回に抑え、接種者への身体的負担と医療費の抑制を図ること。

4、キャッチアップ世代に対する無料接種の期間を延長すること。

5、キャッチアップ接種については、住民票を置く自治体に関わらず無償とすること。

6、男子に対しても定期接種とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月12日 宮崎県川南町議会

以上のとおりで、国に対して要望いたします。

提出者、徳弘美津子、乙津弘子、内藤逸子、小嶋貴子、三原明美となっております。ぜひ各議員の賛同を得て、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河野 浩一君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第4号、子宮頸がんワクチン接種の推進を求める意見書について討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 発議第4号子宮頸がんワクチン接種の推進を求める意見書（案）について、賛成の立場に立って討論いたします。

その理由については、意見書の趣旨のとおり、罹患すれば、当事者のみならず家族等もの人生を大きく変えてしまうからであります。かくいう私めも約10年前、長女が40歳時に、子宮内に形成異常が見つかり、異常部分の摘除除去手術を行い事なきを得ましたが、その影響で妊娠できない体になり、娘の子ども、孫を抱くこともできないままにぼけてしまいました。今回、賛成討論するにあたり、日曜日に娘に当時のことを聞いたところ、子宮頸がんではない。子宮内形成異常だったと叱られました。それを聞くまで、子宮頸がんと思い込んでいた私めにとっては、子宮頸がんなど脳裏の片隅にも置きたくない、できることならこの世から抹消撲滅したいと思っている病魔でありましたが、幸いにも、オーストラリアではワクチン接種で2028年には撲滅されると予測されており、未来に生まれ来る命を育む、若い女性の命と健康を守ることは、特別出生数が減少し続ける現代社会での法的接種は究極の少子化対策であり、原案に賛成するものであります。

皆様の賛同を求めて賛成討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 全員起立 〕

全員起立であります。

したがって、発議第4号、子宮頸がんワクチン接種の推進を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第10、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第11、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件についてを議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和5年第4回川南町議会定例会を閉会します。

午前11時35分散会
